

完了後の事後評価

【河川事業】

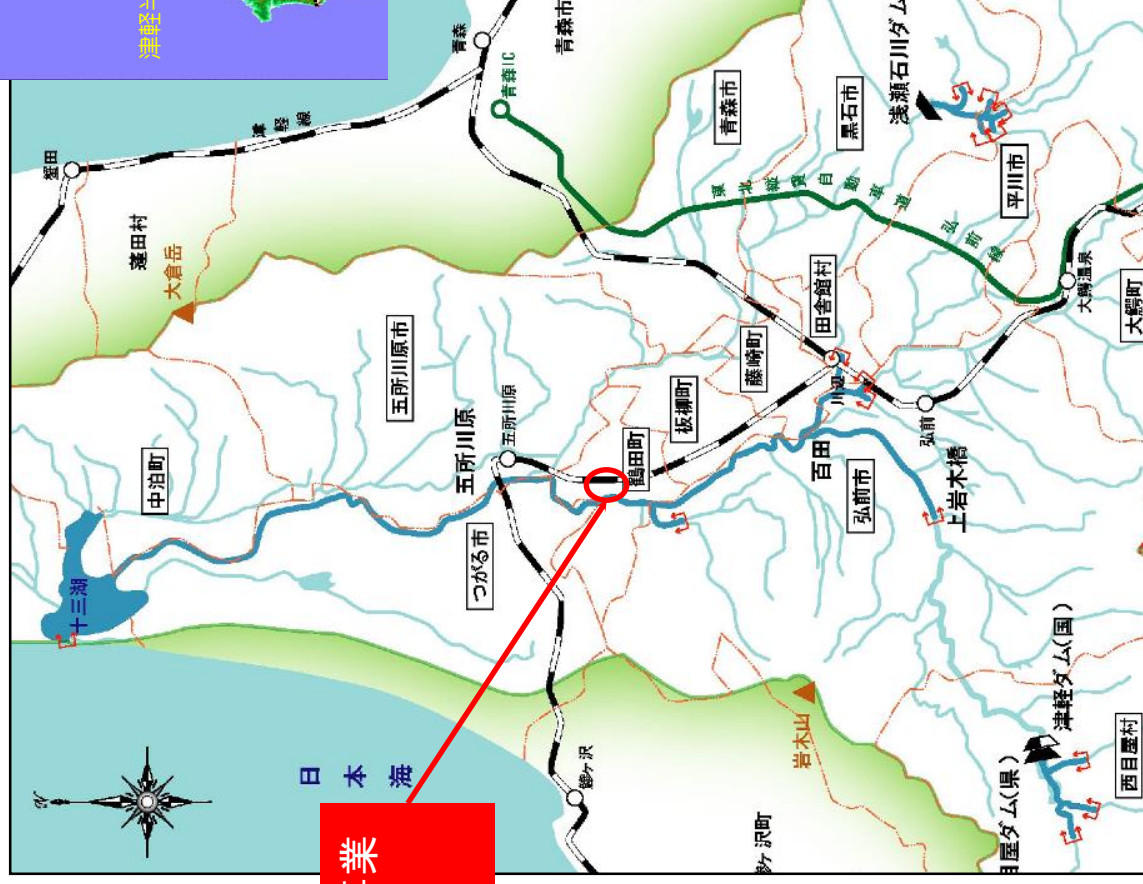
（直轄事業）

➤ 岩木川消流雪用水導入事業（鶴田地区）	・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 利根川上流特定構造物改築事業（谷田川第一排水機場改築）	・ ・ ・ ・	3
➤ 千曲川土地利用一体型水防災事業	・ ・ ・ ・ ・	5
➤ 宮川床上浸水対策特別緊急事業（中島・大倉地区）	・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 庄内川特定構造物改築事業（国道1号一色大橋）	・ ・ ・ ・ ・	9
➤ 太田川中・上流部床上浸水対策特別緊急事業	・ ・ ・ ・ ・	11
➤ 波介川床上浸水対策特別緊急事業	・ ・ ・ ・ ・	13
➤ 緑川上流地区土地利用一体型水防災事業	・ ・ ・ ・ ・	15
➤ 手取川総合水系環境整備事業	・ ・ ・ ・ ・	17

＜完了後の事後評価＞

事業名 (箇所名)	岩木川消流雪用水導入事業（鶴田地区）			担当課	東北地方整備局河川環境課		事業 主体	東北地方整備局	
				担当課長名	中川博樹				
実施箇所	青森県北津軽郡鶴田町								
該当基準	事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業								
主な事業 の諸元	取水施設 1箇所、導水路 770m、着水槽 1箇所、電気室 1箇所、分水中継槽 1箇所								
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成23年度					
総事業費 (億円)	採択時	約12	完了時	約8.5					
目的・ 必要性	<解決すべき課題・背景> ・青森県鶴田町は、最大積雪深が187cm（昭和60年度）を記録し、豪雪地帯に指定されている。 ・鶴田地区の小河川は、流量不足のため積雪及び投雪による河道閉塞で、浸水被害の恐れがある地域である。 ・冬期の積雪によって、家屋・宅地の除排雪作業、道路交通の阻害などにより、住民の生活に大きな支障をきたしていた。 <達成すべき目的> ・一級河川岩木川から市街地を流れる小河川に安定して豊富な水量を供給する導水路等の整備を行うことで、小河川の雪による河道閉塞を防止し、治水安全度の向上を図るとともに冬期に安全で快適な生活を営むことができるようにする。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
便益の主な 根拠	受益世帯数：1,840世帯 受益面積：116ha								
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	76	総費用	12	6.5	64	—	平成19年度
	事後	総便益	79	総費用	11	7.0	68	26.4	平成28年度
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成28年度						
	B:総便益 (億円)	79	C:総費用 (億円)	11	全体B/C	7.0	B-C	68	EIRR(%) 26.4
事業の効果 の発現状況	・消流雪用水の導入により、円滑な除排雪が可能になり、冬期に利用できる土地空間が増大し、歩道空間の確保や車両の交通も円滑化が図られた。								
事業実施 による 環境の変化	・特になし								
社会経済 情勢の変化	・鶴田町の人口は年々減少傾向にあり、一方で高齢化率は増加している。消流雪用水の導入により、高齢化による除排雪作業の負担軽減が図られる。								
今後の 事業評価の 必要性	・消流雪用水導入事業により、町内の小河川の河道閉塞が解消され、融雪溝の排雪能力も向上しており、除雪労力の軽減や、除雪作業時のコミュニティの向上が図られたなどの効果も聞かれていることから、本事業は事業当初の目的に対して効果が発現しており、今後の事業評価の必要性はないと考える。								
改善措置の 必要性	・現時点では、消流雪用水導入事業の効果が確認されているが、町の融雪溝未整備路線が残されている状況であり、鶴田町からは「今後、財政運営計画との整合を勘案しながら、事業の進捗を図る」旨の意見を頂いており、今後も関係機関連携して事業の効果発現の向上に取り組む。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。								
対応方針	・対応なし								
対応方針理由	・現時点では、消流雪用水導入事業の効果が確認されているため、今後の事後評価の必要性、また改善措置の必要性はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 改善措置及び、今後の事後評価の必要性はない。								

事業箇所位置図 岩木川消流雪用水導入事業（鶴田地区）

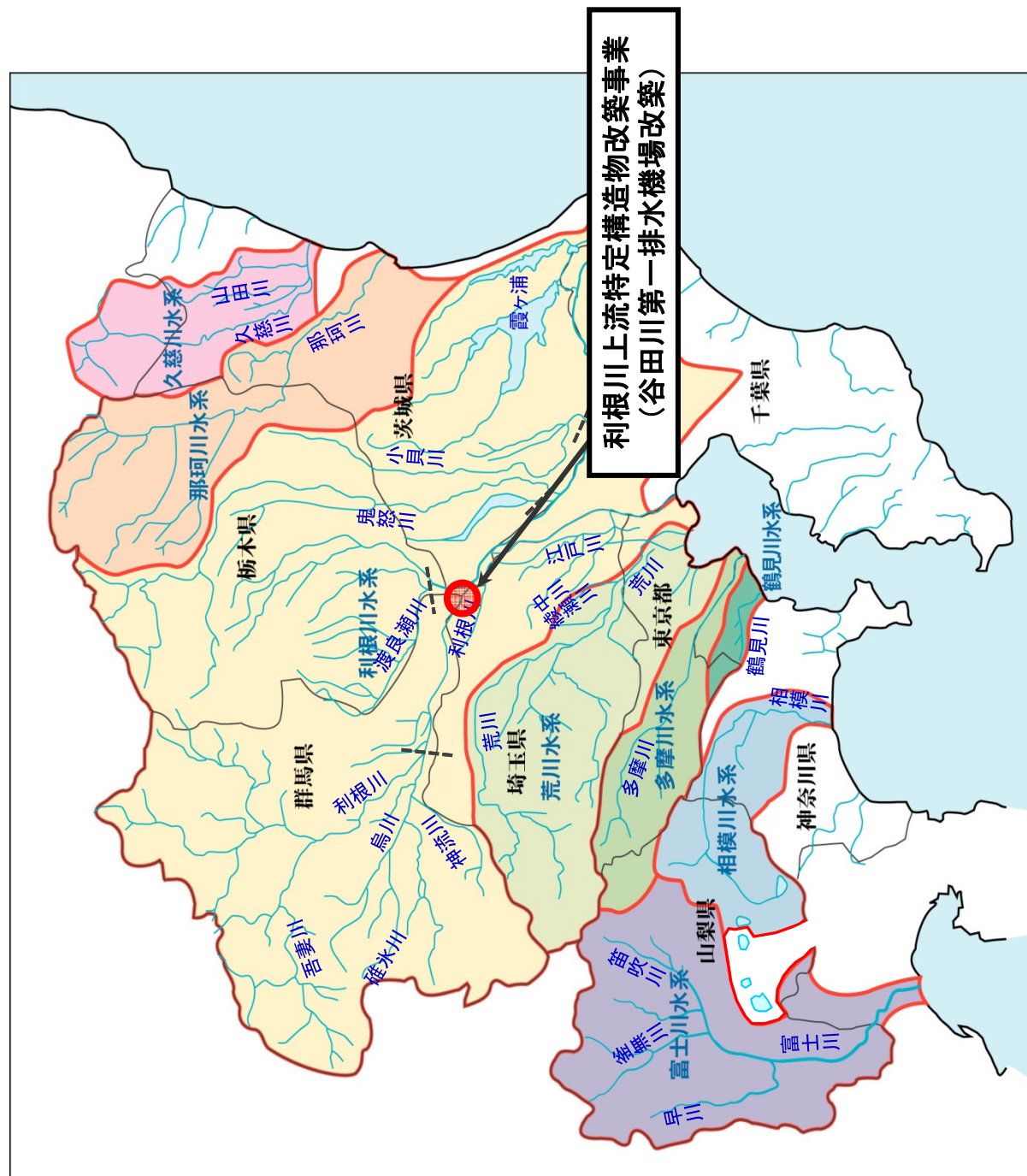


岩木川消流雪用水導入事業
(鶴田地区)
事業箇所

<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	利根川上流特定構造物改築事業(谷田川第一排水 機場改築)			担当課 担当課長名	関東地方整備局 河川計画課 出口 桂輔		事業 主体	関東地方整備局				
実施箇所	群馬県邑楽郡板倉町、埼玉県加須市											
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業											
主な事業の 諸元	谷田川第一排水機場の改築											
事業期間	事業採択	平成17年度	完了	平成23年度								
総事業費(億 円)	採択時	約39			完了時	約36						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・流域は、利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた低平地であり、洪水が自然流下しづらい地形となっており、谷田川第一排水機場を含む4排水機場が、谷田川の出水による浸水被害を軽減する役割を果たしている。 ・谷田川の流末にある渡良瀬遊水地が洪水調節によって水位上昇した際には、谷田川第一排水機場で谷田川から遊水地に強制排水を行っている。 ・谷田川第一排水機場は、昭和23年度に建設されてから69年が経過しており、機械設備および土木建築設備の老朽化が著しく、修理が困難な状況である <達成すべき目標> ・特定構造物改築事業として老朽化が著しい谷田川第一排水機場の改築を行い、施設機能の確保を図る。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数:55戸 年平均浸水軽減面積:40ha											
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年			
	当初	総便益	70	総費用	39	1.8	32	8.8	H16			
	事後	総便益	179	総費用	63	2.8	116	13.8	H28			
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成28年度									
	B:総便益 (億円)		179	C:総費用(億円)		63	全体B/C	2.8	B-C	116	EIRR (%)	13.8
事業の効果 の発現状況	・新機場の運用開始(H23年4月)から現在までの間、計6回(H28年12月末までの集計)の操作を確実に実施している。											
事業実施に よる環境の 変化	・既存の排水機場の更新のため、環境の変化はない。											
社会経済情 勢等の変化	・谷田川下流の左岸側の板倉町においてニュータウンの開発が行われており、世帯数が増加している。											
今後の事後 評価の必要 性	・事業完了により施設の信頼性が向上し、既に改築後の出水においても稼働していることから、今後の事業評価の必要は無いと思われる。											
改善措置の 必要性	・事業完了により施設の信頼性が向上し、既に改築後の出水においても稼働していることから、今後の改善措置の必要は無いと思われる。											
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・同種事業の調査計画のあり方や事業評価手法について、見直しの必要性は無いものと思われる。											
対応方針	・対応なし											
対応方針理 由	・事業完了により施設の信頼性が向上し、改築後の出水においても稼働していることから、今後の改善措置の必要は無いと考える。											
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・改善措置及び、今後の事業評価の必要はない。											

事業位置図



<完了後の事後評価>

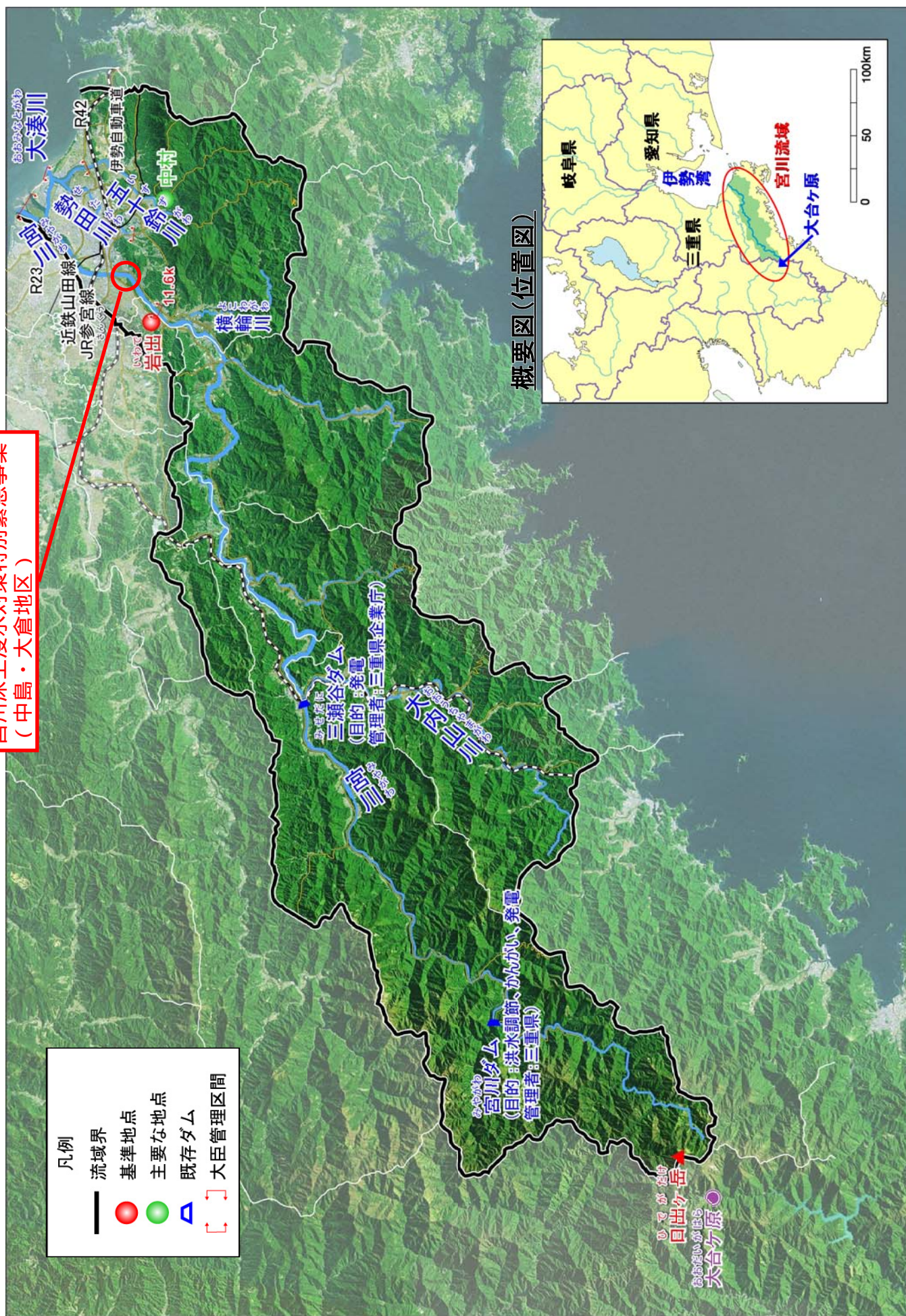
事業名 (箇所名)	千曲川土地利用一体型水防事業			担当課 担当課長名	北陸地方整備局 河川計画課 秩父 宏太郎		事業 主体	北陸地方整備局		
実施箇所	長野県中野市									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の諸元	輪中堤670m(盛土量31,200m ³)、樋門1基、道路付替1式									
事業期間	事業採択	平成20年度	完了	平成23年度						
総事業費(億円)	採択時	約9.4		完了時	約8.5					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・古牧地区では度重なる洪水により家屋の浸水被害が発生 ・なお、堤防の未施工箇所であったが、上下流バランス等の関係から、下流より順次、連続堤を整備していく場合、多大な費用を要すること、また、整備期間の長期化も避けられないなどの課題 ・古牧地区における対策の着手は、待たざるを得ない状況 <達成すべき目標> ・土地利用一体型水防事業(平成18年度創設)による輪中堤方式を採用することにより、上下流バランスに係る影響を回避しつつ、また、短期間での整備を図り、古牧地区の再度災害を防止 ・あわせて、中野市において氾濫を許容する区域について災害危険区域を指定することにより、今後の新たな被害発生に繋がるような開発や利用などの行為を規制 <施策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:1.01戸 年平均浸水軽減面積:0.5ha									
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	23	総費用	10	2.3	13	10.2	平成19年度	
	事後	総便益	36	総費用	12	2.9	24	12.3	平成28年度	
事業全体の投資効率性	基準年度		平成28年度							
	B:総便益(億円)	36	C:総費用(億円)		12	全体B/C	2.9	B-C	24	EIRR(%)
事業の効果の発現状況	・河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、浸水家屋18戸及び浸水面積8haの被害発生が想定されるが、輪中堤の整備により解消される。(昭和57年9月洪水、昭和58年9月洪水、平成16年10月洪水、平成18年7月洪水に対する再度災害防止が図られる。)									
事業実施による環境の変化	・水面に係る工事はされておらず、魚類及び底生動物に関する影響はないものと考えられる。また、輪中堤の整備前後における周辺の調査結果より、鳥類に対しても大きな影響はないものと考えられる。									
社会経済情勢等の変化	・中野市により、建築基準法に基づく災害危険区域が指定されているなど、地域防災力の向上に向けて連携した取り組みがされている。また、地区(保全対象)の人口・世帯数も大きな変動はない。									
今後の事後評価の必要性	・費用便益比(B/C)は事業実施後においても、2.9と事業効果が得られており、事業の有効性が十分認められることから、今後の事業評価の必要性はないと考えられる。									
改善措置の必要性	・輪中堤整備後に発生した洪水は、過去、浸水被害をもたらした規模に達していないものの、河川整備基本方針規模の洪水を対象にした検討結果からその効果は確認されており、また、完成形までの整備で実施されたことから将来の追加対策もなく、今後の改善措置の必要性はないものと考えられる。									
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・今後、新規に同種事業を立ち上げる際には、新技術の導入を始め、土砂の発生や受け入れなどに関する情報共有に努め、より当該地域の状況を踏まえた計画を立案するなど、一層のコスト縮減、事業期間の短縮化(効率的、効果的な整備)を図るものとするが、事業評価手法そのものの見直しは必要ないものと考えられる。									
対応方針	対応なし									
対応方針理由	・投資効果が確認されており、今後の事業評価及び改善措置の必要性がないと判断される。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 今後の事後評価および措置の必要性、事業評価手法の見直しの必要性はないものと判断する。									

事業箇所位置図

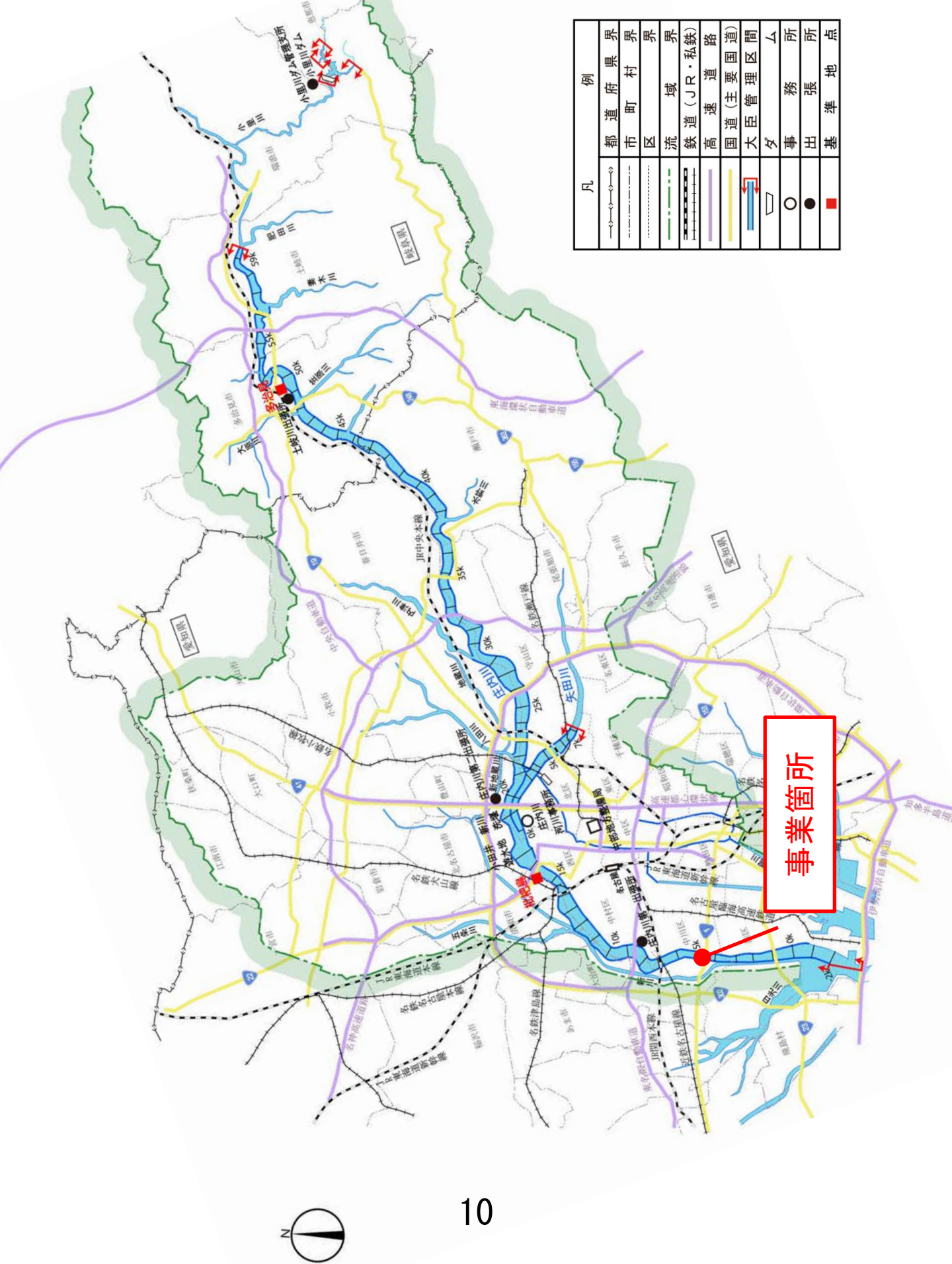


事業名 (箇所名)	宮川床上浸水対策特別緊急事業(中島・大倉地区)			担当課 担当課長名	中部地方整備局 河川計画課 服部 洋佑		事後 主体	中部地方整備局	
実施箇所	三重県伊勢市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業 の諸元	堤防整備、樋門・樋管整備、河道掘削								
事業期間	事業採択	平成18年度	完了	平成23年度					
総事業費 (億円)	採択時	約114億円		完了時	約114億円				
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景等> 平成16年9月洪水(台風21号)では、宮川の基準地点である岩出観測所で計画高水位を55cm上回る水位を記録し、洪水氾濫により無堤部であった中島・大倉地区(右岸7.2k～10.4k)では床上浸水等の被害が発生した。								
	<達成すべき目標> 床上浸水対策特別緊急事業により堤防整備や河道掘削などの治水対策を実施し、再度同規模の洪水が発生した場合でも洪水を安全に流下させるとともに、床上浸水被害の解消を図る。								
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減。 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。								
便益の主 な根拠	年平均浸水軽減世帯数:24世帯 年平均浸水軽減面積 :10ha								
事業全体 の 投資効率 性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C(億円)	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	182	総費用	116	1.6	66	—	H18
	事後	総便益	257	総費用	186	1.4	71	6.2	H28
事業の効 果の発現 状況	・平成23年9月洪水では、事業実施済み区間においては、一部内水被害はあったものの、堤防整備と併せて実施した河道掘削の効果により最大約90cmの水位低下が図れ、河川氾濫を防止することができた。								
事業実施 による環境 の変化	・学識経験者(河川環境・景観)及び地元関係者を委員とする「宮川における環境整備検討会」において、整備方針を決定した。 ・学識経験者(河川・経済・環境)等を委員とする「宮川床上浸水対策特別緊急事業監理委員会」において、意見・助言を頂きながら事業を実施した。 ・その結果、宮川床上浸水対策特別緊急事業に伴う自然環境への影響は特に認められない。								
社会経済 情勢等 の変化	・事業着手時と比較して人口や土地利用に大きな変化はない。								
今後の事 業評価の 必要性	・事業完了以降、家屋浸水被害は生じていない。また、計画規模の出水に対しても、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事後評価の必要性はない。								
改善措置 の必要性	・事業完了以降、家屋浸水被害は生じていない。また、計画規模の出水に対しても、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の改善措置の必要性はない。								
同種事業 の計画・調 査のあり 方や事業 評価手法 の見直し の必要性	・事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はない。								
対応方針	・対応なし								
対応方針 理由	・事業効果の発現状況から、再度の事後評価、事後評価制度に基づく改善措置の必要性はない。								
その他	【第三者委員会の意見・反映内容】 ・特になし								

宮川床上浸水対策特別緊急事業
(中島・大倉地区)

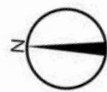


事業名 (箇所名)	庄内川特定構造物改築事業(国道1号一色大橋)			担当課 担当課長名	中部地方整備局 河川計画課 服部 洋佑	事後 主体	中部地方整備局		
実施箇所	愛知県名古屋市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
事業諸元	橋梁改築								
事業期間	採択	平成12年度	完了	平成23年度					
総事業費 (億円)	採択時	約66億円		完了時	約64億円				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> 想定した洪水による氾濫被害を名古屋市中心部にかかえ、甚大な浸水被害が想定される左岸のみで効果を算定した結果、浸水面積約2,200ha、浸水区域内人口約18万人、浸水家屋数約7.5万戸、被害額は約1.5兆円に及ぶ。 <達成すべき目標> 整備を実施することで氾濫被害は解消される。 <政策体系上の位置づけ> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:73,965戸 年平均浸水軽減面積:2,228ha								
事業全体の投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	3,290	総費用	66	50.2	3,224	-	
	事後	総便益	5,473	総費用	127	43.0	5,346	29.2%	平成28年度
事業の効果の発現状況	・平成23年9月に発生した台風15号による洪水を安全に流下させることができた。								
事業実施による環境の変化	・一色大橋の架け替えに伴う自然環境への影響は特に認められない。								
社会経済情勢等の変化	・本事業が採択された平成12年度以降、周辺地域での人口は増加している。また、氾濫域内における鉄道や国道などの交通網の利用者数や、事業所(従業員100人以上)の販売額も増加しており、地域は発展している。								
今後の事業評価の必要性	・事業完了以降に発生した洪水に対しても、浸水被害は発生していない。また、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の事後評価の必要はない。								
改善措置の必要性	・事業完了以降に発生した洪水に対しても、浸水被害は発生していない。また、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、今後の改善措置の必要はない。								
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	・事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はない。								
対応方針	・対応なし								
対応方針理由	・事業効果の発現状況から、再度の事後評価、事後評価制度に基づく改善措置の必要性はない。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・特になし								



凡	例
—○—○—○—	都道府県界
—●—●—●—	市町村界
—	区
—	流域
—+—+—+—	鉄道 (JR・私鉄)
—	高速道路
—	国道 (主要国道)
—	大臣管理区間
△	ダム
○	事務所
●	出張所
■	基準地点

事業箇所



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	太田川中・上流部床上浸水対策特別緊急事業			担当課 担当課長名	中国地方整備局 河川計画課 鈴置 真央			事業 主体	中国地方整備局	
実施箇所	広島県広島市、山県郡安芸太田町									
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業									
主な事業の 諸元	河道掘削V=212,400m ³ 、堤防整備L=9,517m、樋門・函渠N=53基、付替道路L=2,970m、橋梁N=3基									
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成23年度						
総事業費(億円)	採択時	約137			完了時	約137				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・平成17年9月洪水では、矢口第一観測所において戦後最大流量を記録し、太田川流域において486戸の浸水被害が発生 ・太田川中流部の沿川家屋では、洪水時ピーク水位が軒下まで到達するなど床上浸水被害が多発 ・近年(平成11年6月洪水等)においても浸水被害が発生 <達成すべき目標> 床上浸水対策特別緊急事業により、堤防整備、河道掘削等を実施し、早期に治水安全度を向上させる <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害等災害の防止・減災を推進する									
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数: 17.4戸 年平均浸水軽減面積: 4.2ha									
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年	
	当初	総便益	262	総費用	140	1.9	122	-	H19	
	事後	総便益	227	総費用	171	1.3	56	5.8	H28	
事業全体の 投資効率性	基準年度			H28						
	B:総便益 (億円)	227	C:総費用(億円)		171	全体B/C	1.3	B-C	56	EIRR (%)
事業の効果 の発現状況	・事業着手後、戦後最大洪水である平成17年9月洪水と同規模の洪水は発生していない ・事業により整備を行った箇所は、平成17年9月洪水においても家屋浸水を防止できることを確認									
事業実施に よる環境の 変化	・河道掘削にあたっては平水位以上の陸域部の掘削を基本とし、従来の環境を保全するなど生態系への配慮がなされており、本事業による環境への大きな影響はない									
社会経済情 勢等の変化	・本事業前後での大きな社会情勢の変化はない。									
今後の事後 評価の必要 性	・「太田川中・上流部床上浸水対策特別緊急事業」の一定の事業効果を確認しており、環境への大きな影響もなく、大きな社会情勢の変化もみられないことから、改めて事後評価の必要性はない									
改善措置の 必要性	・一定の事業効果を確認しており、環境への大きな影響もみられないことから、改善措置の必要性はない									
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・特になし									
対応方針	・対応なし									
対応方針理 由	ー									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・妥当である									

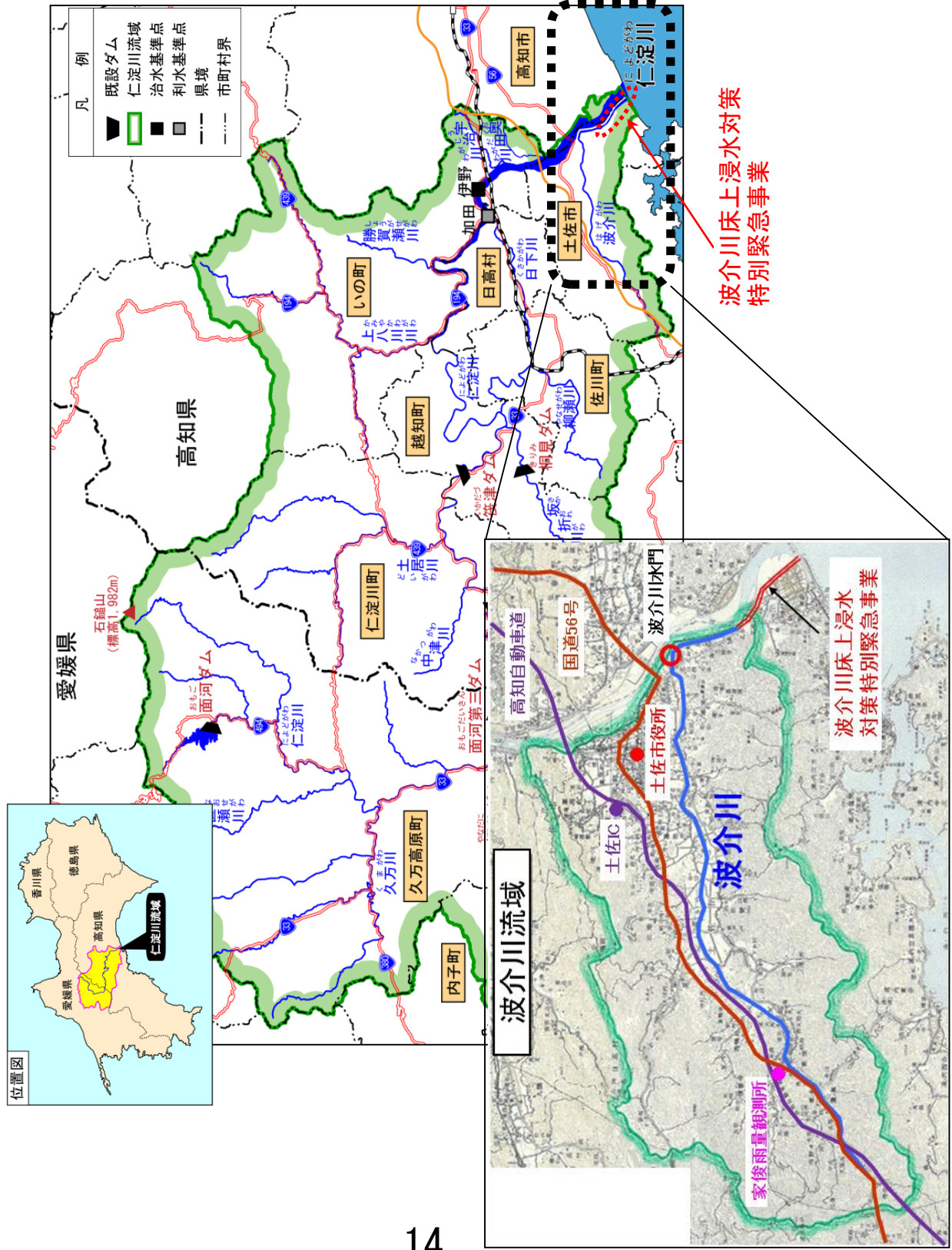
位置図



＜完了後の事後評価＞

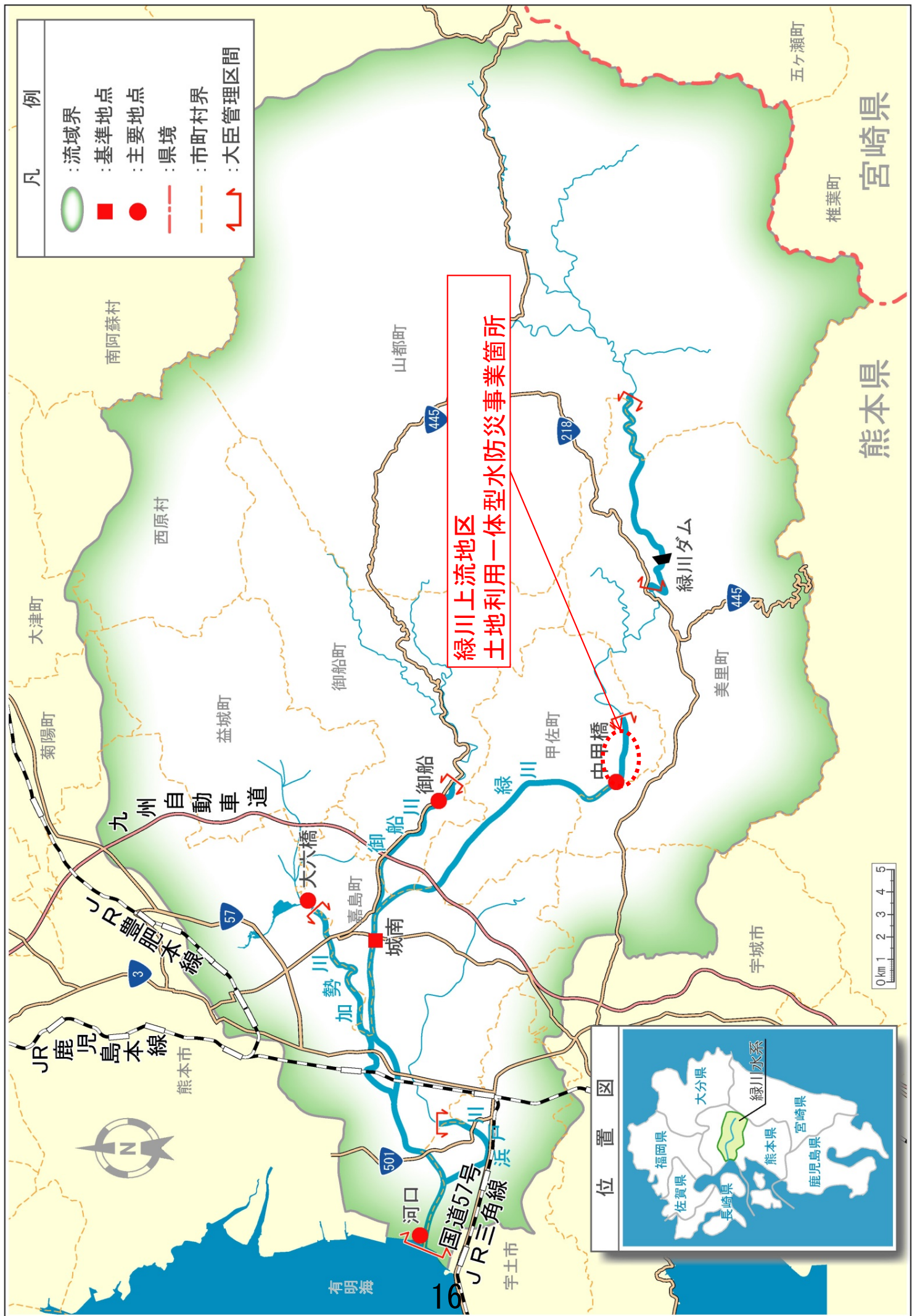
事業名 (箇所名)	波介川床上浸水対策特別緊急事業			担当課 担当課長名	四国地方整備局河川計画課 田窪 遼一		事業 主体	四国地方整備局				
実施箇所	高知県土佐市											
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業											
主な事業の 諸元	波介川河口導流路(L=2,500m)、波介川潮止堰(1基)、波介川樋門(1基)、十文字堰(1基)											
事業期間	事業採択	平成19年度	完了	平成23年度								
総事業費(億 円)	採択時	約136		完了時	約161							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・波介川沿川の平野は本川の洪水位より地盤が低く、本川から離れるほど低くなる地形となっており、本川の背水による影響を受けて洪水が流出しにくく、古くから頻発する浸水被害に悩まされてきた。昭和50年8月洪水では、平地部のほとんどが水没する大水害が発生し、近年においても平成17年9月洪水等、浸水被害が頻発している。 【主な洪水被害】 昭和50年 8月(台風 5号): 床上浸水1,915戸、床下浸水1,439戸 平成16年10月(台風23号): 床上浸水8戸、床下浸水47戸 平成17年 9月(台風14号): 床上浸水33戸、床下浸水78戸 <達成すべき目標> ・平成16年10月洪水、平成17年9月洪水による浸水被害を契機に、昭和60年に着手した波介川河口導流路事業を床上浸水対策特別緊急事業として、短期集中的に推進し、波介川の洪水の安全な流下を図ることにより、平成17年9月洪水と同規模の洪水に対して、波介川沿川の床上浸水被害を概ね解消する。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数: 164戸 年平均浸水軽減面積: 254ha											
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年			
	当初	総便益	370	総費用	130	2.8	240	—	平成18年度			
	事後	総便益	689	総費用	215	3.2	474	13.0	平成28年度			
事業全体の 投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)		689	平成28年度 C:総費用(億円)		215	全体B/C	3.2	B-C	474	EIRR (%)	13.0
事業の効果 の発現状況	<事業効果の発現状況> ・波介川河口導流水路の運用開始後、平成26年8月に台風12号、11号では、本事業採択の契機となった平成17年9月洪水を大幅に上回る記録的な豪雨が、連続して波介川流域で発生したが、波介川河口導流路の効果により、浸水被害は大幅に減少し、浸水被害軽減に大きく寄与。 【平成17年9月洪水】 家俊観測所総雨量 293mm 【平成26年8月洪水】 同 観測所総雨量 657mm(台風12号)、473mm(台風11号) 浸水家屋数が概ね9割程度減少											
事業実施に よる環境の 変化	・事業の実施や事業完了後の運用による影響と考えられる顕著な環境の変化は確認されておらず、今後も自然環境への大きな影響はないと考えられる。 ・環境保全措置として実施した、重要種(植物)の生息の維持や、塩沼地植物育成地(入り江)の代替環境の創出による水生生物生息場所としての機能を確認。											
社会経済情 勢等の変化	・波介川流域が位置する土佐市は、温暖な気候と豊かな自然の恩恵を受け、肥沃な平野部での多角的近代農業のほか、仁淀川の豊かな水を活用しての製紙工業や、沿岸漁業、水産物加工など、多彩な産業が成り立っている。 ・土佐市の人口は、近年減少傾向にあるが、生産活動は順調に推移しており、近10カ年で「パルプ・紙・紙加工品製造業」を主とした製造品出荷額は約3割増加している。 ・浸水想定区域内には、事業着手以前より災害時要援護者関連施設や行政機関、幹線道路等公共公益施設があり、事業採択以降も大きな変化はない。											
今後の事後 評価の必要 性	・事業目的に見合った治水効果を発現しており、今後の事後評価の必要性はない。											
改善措置の 必要性	・事業目的に見合った治水効果を発現しており、今後の事後評価の必要性はない。											
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・現時点では、同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。											
対応方針	対応なし											
対応方針理 由	・事業目的に見合った治水効果の発現が確認できており、事後評価、改善措置の必要性はない。											
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 「今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性、事業評価手法の見直しの必要性はない」とする事業主体の判断は「妥当」である。											

仁淀川(波介川)流域図



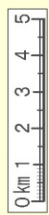
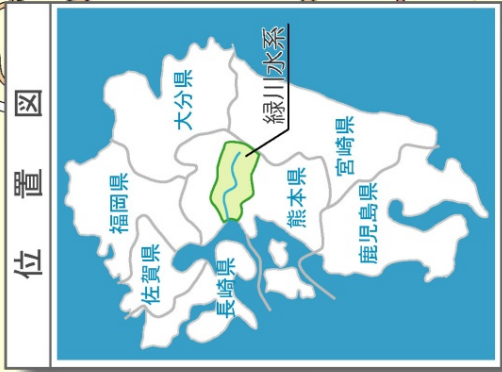
<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	緑川上流地区土地利用一体型水防災害事業			担当課 担当課長名	九州地整 河川計画課 坂井 佑介	事業 主体	九州地方整備局					
実施箇所	熊本県上益城郡甲佐町、下益城郡美里町											
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業											
主な事業の 諸元	築堤、宅地嵩上げ、樋管改築											
事業期間	事業採択	平成14年度	完了	平成23年度								
総事業費(億 円)	採択時	約27		完了時	約32							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・中山間地域に位置する緑川上流地区は、家屋集落が存在するにもかかわらず、無堤及び弱小堤の区間であり、家屋敷高がHWL以下の家屋等が73戸存在し、昭和63年5月、平成7年7月、平成9年7月と度重なり出水被害を受けている ・甲佐町の仁田子地区、寒野地区、美里町の麻生原地区では、上記の洪水等により、度々、浸水被害が発生したことを受け、平成14年度より水防対策特定河川事業(土地利用一体型水防災害事業)を実施 ・事業期間は平成14年度から平成23年度までであり、事業期間中の平成19年7月にも出水被害が発生 <達成すべき目標> ・仁田子地区、寒野地区、麻生原地区における浸水被害の軽減 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数:12戸 年平均浸水軽減面積:2.1ha											
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年			
	当初	総便益	39	総費用	25	1.6	13.8	6.7	H14			
	事後	総便益	62	総費用	53	1.2	9.8	5.0	H28			
事業全体の 投資効率性	基準年度		H28									
	B:総便益 (億円)		62	C:総費用(億円)		53	全体B/C	1.2	B-C	9.8	EIRR (%)	5.0
事業の効果 の発現状況	・事業完了後の平成24年6月に、過去に被害を受けた平成7年7月、平成19年7月の洪水と同規模の雨量を記録したものの、家屋浸水被害はなく、事業効果の発現を確認 ・直近では、平成28年6月の洪水に対して家屋浸水被害はなく、上記同様事業効果の発現を確認											
事業実施に よる環境の 変化	・麻生原地区での護岸整備にあたっては、加藤清正時代(約400年前)に造られた「石刼ね」については、外側に被覆する形で護岸を整備し、石積みにて実施することで、歴史的施設の保全と再生に努めた ・河川内の工事は実施していないことから、周辺の自然環境への影響は特にないものと考えられる ・土地利用等を考慮し地区を一体として嵩上げたことから、事業完了後においても従前と同様の地域コミュニティが形成され、生活基盤を維持している ・洪水時の避難路確保及び水防活動の負担軽減など、浸水のリスクが低減され、生活環境の改善が図られている											
社会経済情 勢等の変化	・近年においてもH19.7、H24.6、H28.6洪水など大規模な洪水が発生しており、洪水対策の必要性は変わっていない ・事業箇所の土地利用状況など大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない											
今後の事後 評価の必要 性	・事業等完了後、平成7年7月、平成19年7月と同規模の平成24年6月洪水、平成28年6月洪水において、浸水家屋が解消されるなど、事業効果の発現が確認されている ・また、社会情勢の変化等もなく、近年の大雨の発生頻度を踏まえると当事業の必要性は依然として高く、当事業による環境の変化も特に見受けられない ・歴史的施設の保全や周辺景観への配慮がなされ、従前の地域コミュニティも維持されている ・よって、今後の事後評価の必要性は無いものとする											
改善措置の 必要性	・当初想定されていた効果が発揮され、環境への重大な影響も見受けられないことから、改善措置の必要性はないものとする											
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・事業の効果発現が確認されていることから、同種事業の計画・調査のあり方の見直しや事業評価手法の見直しの必要性はないものと考えられる											
対応方針	対応なし											
対応方針理 由	・事業効果の発現が確認されており、今後の事後評価、改善措置の必要性はないため											
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・特に意見なし											



- | 凡 例 | |
|-----|----------|
| | : 流域界 |
| | : 基準地点 |
| | : 主要地点 |
| | : 県境 |
| | : 市町村界 |
| | : 大臣管理区間 |

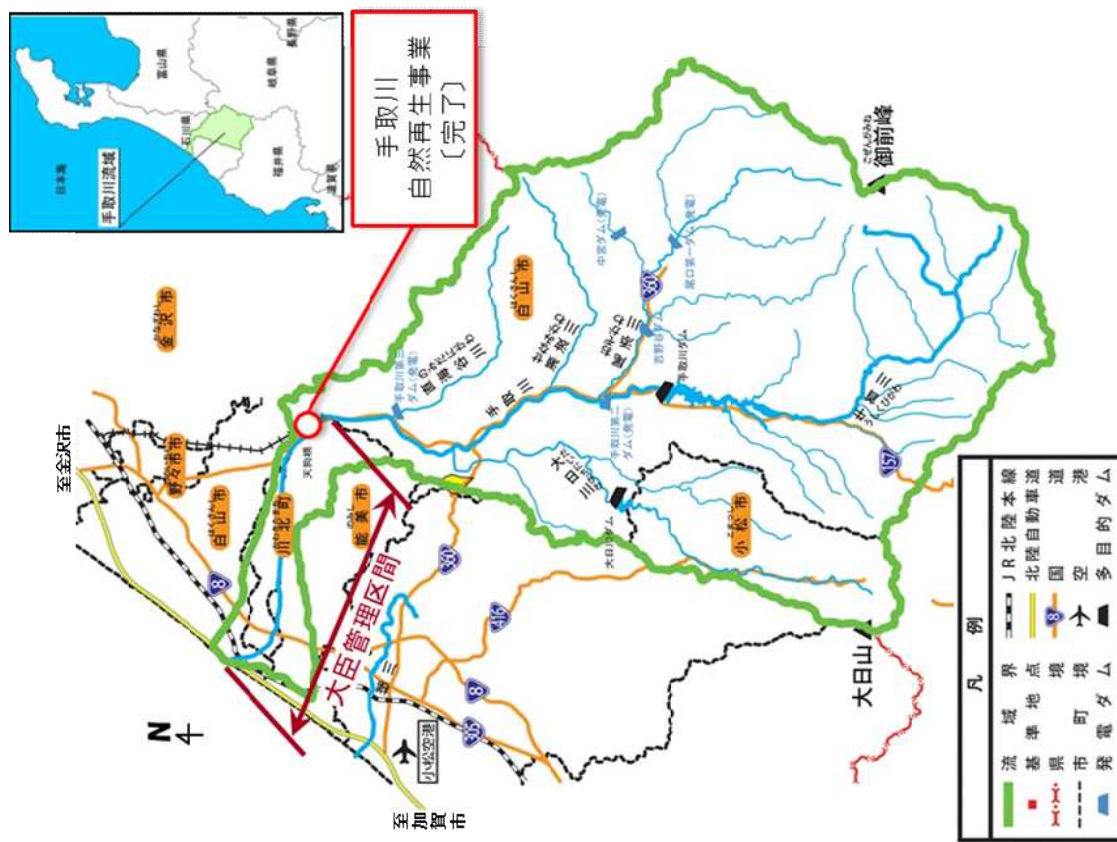
緑川上流地区
土地利用一体型水防災事業箇所



<完了後の事後評価>

事業名 (箇所名)	手取川総合水系環境整備事業			担当課	水管理・国土衛生局河川環境課	事業 主体	北陸地方整備局		
				担当課長名	小俣 篤				
実施箇所	石川県白山市、能美市								
該当基準	事業完了後一定期間(5年以内)が経過した事業								
主な事業の 諸元	河床整正、水制工								
事業期間	事業採択	平成23年度	完了	平成23年度					
総事業費(億円)	採択時	約3.0		完了時	約2.8				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景>・・・地整等・自治体等対応 ・手取川は、かつて石の河原が広がっていたが、河川環境の変化により、近年では石の河原が減少し、岩盤箇所がみられるようになっている。 ・石の河原の減少により、アユ等の魚類をはじめとする生物が減少し、生物多様性が低下している。 <達成すべき目標>・・・地整等・自治体等対応 ・手取川の石の河原が広がる原風景を再生し、生物多様性の保全を図る。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 ・施策目標：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する								
便益の主な 根拠	支払い意思額：350円/月/世帯、受益世帯数：40,908世帯								
事業全体の 投資効率性		B:総便益	(億円)	C:総費用	(億円)	B/C	B-C	EIRR(%)	基準年
	当初	総便益	約68億円	総費用	約3.2億円	21.4	65	-	平成21年度
	事後	総便益	約45億円	総費用	約3.5億円	12.8	41	34.8	平成28年度
事業の効果 の発現状況	・石の河原の増加とともに生物の多様性が確認されており、事業効果が発現している。								
事業実施に よる環境の 変化	・事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題は認められない。								
社会経済情 勢等の変化	・事業着手時から人口については大きな変動はない。世帯数は増加傾向である。								
今後の事後 評価の必要 性	・手取川自然再生事業が完了し、石の河原の復元が図られている。								
	・費用便益比(B/C)は12.8で投資効果も確認されており、今後の事業評価の必要性はないものと考えられる。								
改善措置の 必要性	・手取川は河川管理者による適切な管理を行うとともに、平常時の巡視点検や、水辺の国勢調査により、今後も事業効果を把握していくため、改善措置の必要はないものと考えられる。								
同種事業の 計画・調査の あり方や事 業評価手法 の見直しの 必要性	・今後、同種事業(自然再生)を実施する際は、より一層、定量的な事業効果の把握に努める。事業評価手法そのものの見直しは必要ないものとする。								
対応方針	対応なし								
対応方針理 由	・投資効果が確認されており、今後の事業評価及び改善措置の必要性がないと判断される。								
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 今後の事後評価および措置の必要性、事業評価手法の見直しの必要性はないものと判断する。								

圖置位



手取川水系流域図